

お茶の水女子大学学報

平成元年7月1日
お茶の水女子大学庶務課

目次

関係法令	1
学内規則	3
お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の 選考に関する規程	3
お茶の水女子大学女性文化研究センター規則の 一部を改正する規則	3
お茶の水女子大学永年勤続者表彰規程の 一部を改正する規程	3
お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所 使用規程の一部を改正する規程	4
お茶の水女子大学受託研究員受入規程	4
お茶の水女子大学私学研修員、専修学校研修員及び 公立大学研修員規程の一部を改正する規程	6
お茶の水女子大学学生委員会規程の 一部を改正する規程	6
お茶の水女子大学学寮委員会規程の 一部を改正する規程	6
お茶の水女子大学学生会館運営委員会規程の 一部を改正する規程	7
お茶の水女子大学学生会館使用細則の 一部を改正する細則	8
人事	8
諸報	9
海外渡航	9
研修	10
訃報	10
日誌	10

関係法令

【法律】

○旅券法の一部を改正する法律（法律第23号、4月18日官報）

【政令】

○義務教育費国庫負担法第2条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令（政令第126号、5月26日官報）

○行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第127号、5月29日官報）

○国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（政令第136号、5月29日官報）

○勤労者財産形成促進法施行令等の一部を改正する政令（政令第152号、5月29日官報）

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第161号、5月31日官報）

○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第162号、5月31日官報）

○日本体育・学校健康センター法施行令の一部を改正する政令（政令第163号、5月31日官報）

○国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（政令第165号、6月1日官報）

【府令】

○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命の一部を改正する命令（総理府・厚生省令第1号、4月28日官報）

【省令】

○特許法施行規則等の一部を改正する省令（通産省令第16号、4月25日官報）

○義務教育費国庫負担法第2条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令

行規則及び公立養護学校整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第21号、5月26日官報）

○文部省設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第22号、5月29日官報）

○文部省定員規則の一部を改正する省令（文部省令第23号、5月29日官報）

○国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令（文部省令第24号、5月29日官報）

○国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第25号、5月29日官報）

○国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令等の一部を改正する省令（文部省令第26号、5月29日官報）

○国立大学共同利用機関組織運営規則等の一部を改正する省令（文部省令第27号、5月29日官報）

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生省令第16号、5月29日官報）

○日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第28号、5月31日官報）

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（厚生省令第30号、5月30日官報）

○郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡に関する規則及び国立学校設置法に規定する共通一次学力試験に係る費用の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（大蔵省令第52号、6月5日官報）

○国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第29号、6月5日官報）

【規 則】

○元号を定める政令（昭和64年政令第一号）の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則（人事院規則1-16、4月20日官報）

○日本学術会議会則の一部を改正する規則（日本学術会議規則第1号、4月25日官報）

○日本学術会議会員の推薦に係る研究連絡委員会の指定等に関する規則の一部を改正する規則（日本学術会議規則第2号、4月25日官報）

○人事院規則9-17（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-17-23、5月29日官報）

○人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-30-7、5月29日官報）

○人事院規則9-55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9-55-13、5月29日官報）

○人事院規則2-3（人事院事務総局の組織）の一部を改正する人事院規則（人事院規則2-3-6、5月29日官報）

○人事院規則2-7（人事院事務総局の職制）の一部を改正する人事院規則（人事院規則2-7-5、5月29日官報）

○人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉施設）の一部を改正する人事院規則（人事院規則16-3-10、5月29日官報）

【告 示】

○日本育英会法施行令の規定による試験所又は研究所として指定した件（文部省告示第67号、4月26日官報）

○日本育英会法施行令の規定による研究所等を指定した件の一部を改正する件（文部省告示第68号、4月26日官報）

○平成元年度学校図書館司書教諭講習実施要項（文部省告示第69号、5月1日官報）

○教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定した件（文部省告示第73号、5月8日官報）

○教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学院の課程として認定した件（文部省告示第74号、5月8日官報）

○教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の聴講生の課程として認定した件（文部省告示第75号、5月8日官報）

○養護教諭養成機関として指定した件（文部省告示第76号、5月8日官報）

○幼稚教員養成機関として指定した件（文部省告示第77号、5月8日官報）

○小学校教員養成機関として指定した件（文部省告示第78号、5月8日官報）

○平成元年度における学芸員の資格認定を実施する件（文部省告示第79号、5月9日官報）

○支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（大蔵省告示第92号、5月30日官報）

- 平成元年度小学校教員資格認定試験を実施する件
(文部省告示第85号、5月31日官報)
- 平成元年度高等学校教員資格認定試験を実施する件
(文部省告示第86号、5月31日官報)
- 平成元年度特殊教育教員資格認定試験を実施する件
(文部省告示第87号、5月31日官報)
- 勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度に関する件の一部を改正する件(大蔵省告示第99号、6月12日官報)

学 内 規 則

○お茶の水女子大学規則第5号
お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程を次のように定める。

平成元年4月26日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学客員教授及び客員助教授の選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第30条の4に規定する客員教授及び客員助教授(以下「客員教授等」という。)の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 客員教授等は、次の各号の一に該当する者のうち、適当と認められる者で、お茶の水女子大学において引き続き3月以上、専攻分野について教授又は研究に従事する者とする。

- 一 常時勤務を要しない教員
- 二 勤務の契約による外国人の教員

(選考)

第3条 客員教授等の選考は、当該学部教授会(大学院にあっては研究科会議又は研究科委員会、女性文化研究センターにあっては運営委員会)の議に基づき、学長が行う。

2 前項の選考にあたっては、お茶の水女子大学教員選考の基準に関する内規(昭和28年2月11日制定)

第1項及び第2項の規定を準用する。

(本人への通知)

第4条 客員教授等の称号付与は、文書を交付して行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月26日から施行する。
- 2 お茶の水女子大学客員教授に関する内規(昭和52年2月23日制定)は、廃止する。

○お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学女性文化研究センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成元年4月26日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学女性文化研究センター規則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学女性文化研究センター規則の一部を次のように改正する。

第4条第4号を削る。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に掲げるもののほか、センターに講師その他必要な職員を置くことができる。

第7条中第1項から第3項までを2項づつ繰り下げ、同条に第1項、第2項として次の2項を加える。

第7条 センターに研究員を置くことができる。

2 研究員は、第3条に掲げる研究及び業務に参画する。

附 則

この規則は、平成元年4月26日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学永年勤続者表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成元年4月26日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学永年勤続者表彰規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学永年勤続者表彰規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文に次のただし書を加える。

ただし、第二号の規定は、教育職俸給表(-)又は指定職俸給表の適用を受ける文部教官には適用しない。

第2条第2号中「事務系職員及び附属学校教員で定年退職の日」を「退職の日」に改める。

第5条第2号中「定年退職の日」を「退職の日」に改める。

附 則

この規程は、平成元年4月26日から施行し、平成元年3月31日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成元年4月26日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所使用規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所使用規程の一部を次のように改正する。

別表宿泊棟の項料金の欄中「190」を「206」に、実験実習室の項料金の欄中「120」を「154」に、「60」を「77」に改め、同表に「※この料金は、消費税相当額を含む。」を加える。

附則

この規程は、平成元年4月26日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学受託研究員受入規程を次のように定める。

平成元年6月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学受託研究員受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文部省受託研究員制度実施要項(昭和42年7月18日文部大臣裁定)に基づき、民間会社等からの委託に応じ、受託研究員をお茶の水女子大学(以下「本学」という。)に受入れることについての必要な事項を定める。

(資格)

第2条 受託研究員は、民間会社等の現職技術者及び研究者であって、大学の学部を卒業した者又は学長がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

(申請)

第3条 民間会社等の長は、受託研究員を委託しようとするときは、申請書(様式第1号)に推せん書、本人の履歴書及び健康診断書を添え、学長に願出のものとする。

(許可)

第4条 前条の願出があったときは、当該学部教授会(大学院にあっては研究科会議又は研究科委員会、センターにあっては運営委員会。以下「教授会等」という。)の議を経て、学長が文部省と協議のうえ、受入れを許可する。

(報告)

第5条 学長は、受託研究員の受入れを許可したときは、文部省に報告するものとする。

(受入時期)

第6条 受託研究員の受入れ時期は、4月とする。ただし、特別の理由があるときは、その年度の中途においても許可することがある。

(研究期間)

第7条 受託研究員の研究期間は、一年以内とし、その受入れを許可された年度を超えることはできない。ただし、前条の研究期間満了後、研究を継続する必要があるときは、民間会社等の長は、理由を付して再び学長に願出するものとする。

2 学長は、前項ただし書による願出があったときは、翌年度に限り研究期間の更新を許可することができる。

(研究料)

第8条 研究料は、別表のとおりとする。

2 受託研究員の受入れを許可された民間会社等の長は、本学の発行する納入告知書により、研究料を所定の日までに納入しなければならない。

3 研究料を納入しないときは、受入れの許可を取消すものとする。

4 既納の研究料は、これを返還しない。

5 別表の研究期間の範囲内で、研究を中止後研究を再開し又は研究期間を延長することとなる場合は、同一の研究員に係る研究料は改めて徴収はしない。

(指導方法)

第9条 受託研究員は、指導教官の指導のもとに、大学院で行う程度の研究に従事するものとする。

(証明書の交付)

第10条 受託研究員に対しては、希望により研究証明書を交付することができる。ただし、単位の認定は行わない。

(受入許可の取消)

第11条 受託研究員として不適当と認められたときは、教授会等の申出に基づき、学長がその受入れを取消すことがある。

附則

1 この規程は、平成元年6月28日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 この規程の施行日において、現に受託研究員である者は、この規程により受入れした者とみなす。

3 お茶の水女子大学受託研究員規程(昭和39年12月23日制定)は、廃止する。

別表

種	類	研究期間	研究料
一般の受託研究員		1年以内	346,080円
農林水産省農林水産技術会議「農林水産省試験研究機関研究員の国内留学実施要領」による受託研究員	長期	1年以内	346,080円
	短期	6か月以内	173,040円
農林水産省農林水産技術会議「流動研究員制度実施要領」による受託研究員		3か月以内	86,520円
通商産業省工業技術院「工業技術院流動研究員規程」による受託研究員		3か月以内	86,520円
科学技術庁「国立試験研究機関等に従事する研究職員のための国内留学制度」による受託研究員	長期	1年以内	346,080円
	短期	6か月以内	173,040円
農林水産省「協同農業普及事業の実施について、(3 農業改良普及員国内留学研修の実施)」による受託研究員		6か月以内	173,040円

様式第1号

お茶の水女子大学受託研究員申請書

平成 年 月 日				
お茶の水女子大学長 殿				
住 所				
申請者 会社等名				
代 表 者				
印				
下記の者を、受託研究員として委託したいので申請します。				
受託研究員 氏 名	(ふりがな)	生年 月 日	(歳) 年 月 日生	男 女
最終学歴 卒業年月日	(年 月 日卒・修)			
勤務先 及び職名	☐	TEL ()		
現住所	☐	TEL ()		
研究中居所	☐	TEL ()		
研究題目 (実験等の 区分)	(実験・非実験)			
研究期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (ヶ月)			
希望する指導教官 の氏名・所属	(氏名)	(所属)		
受入許可日	平成 年 月 日	研究料	円	月 日 受領印
教授会等承認日	平成 年 月 日		円	月 日 受領印

注) 推薦書、本人の履歴書及び健康診断書を添付すること。

○お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成元年6月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学私学研修員、専修学校研修員及び公立大学研修員規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

第8条 研修員の研究料は、次のとおりとする。

区 分	実験(臨床を含む。)系	非 実 験 系
研究料の額	月額 23,690円	月額 9,270円

附 則

この規程は、平成元年6月28日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学学生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成元年6月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学学生委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学生委員会規程の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

第1条 お茶の水女子大学にお茶の水女子大学学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各学部から選出された教官各2名
- 二 学生部長

2 前項第1号の委員について、委員会が必要と認めた場合には、各学部各1名の委員を加えることができる。

3 第1項第1号及び前項の委員は、学長が任命する。
第3条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項の委員の任期は、その都度委員会が定める。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

第7条から9条までを次のように改める。

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生団体に関する事項
- 二 学生の課外活動に関する事項
- 三 学生に対する広報活動に関する事項
- 四 学生との連絡協議に関する事項
- 五 その他学生の厚生補導に関し必要と認められる事項

第9条 委員会に幹事を置き、学生課長及び厚生課長をもって充てる。

2 委員会の事務は、学生課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年6月28日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において、改正前の規程により各学部から推薦された委員は、第2条第1項第1号の委員として任命されたものとみなす。
- 3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行の日におけるその者の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この規程の施行後最初に任命される第2条第1項第1号の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31までとする。

○お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学学寮委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成元年6月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学学寮委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学寮委員会規程の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各学部から選出された教官 各2名
- 二 学生部長

2 前項第1号の委員について、委員会が必要と認められた場合には、各学部各1名の委員を加えることができる。

3 第1項第1号及び前項の委員は、学長が任命する。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

第3条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項の委員の任期は、その都度委員会が定める。

第6条から第7条を次のように改める。

第6条 委員会は、その構成委員5名以上の出席をもって成立する。ただし、第2条第1項第1号の委員については、各学部それぞれ1名の出席がなければならない。

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

第8条第1号中「第6条第2項（及び学寮規程細則第1条）」を「(以下「学寮規程」という。)第6条第2項」に、第4号中「諸規程及び細則」を「諸規程等」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、同条本文中「庶務」を「事務」に、「学生部厚生課」を「厚生課」に改める。

附 則

1 この規程は、平成元年6月28日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において、改正前の規程により各学部から推薦された委員は、第2条第1号の委員として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行の日におけるその者の残任期間と同一の期間とする。

4 この規程の施行後最初に任命される第2条第1項第1号の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

○お茶の水女子大学学則第13号

お茶の水女子大学学生会館運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成元年6月28日

お茶の水女子大学学長 河野重男

お茶の水女子大学学生会館運営委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学生会館運営委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のとおり改める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 各学部から選出された教官各2名

二 学生部長

三 学生代表6名

2 前項第1号の委員について、委員会が必要と認められた場合には、各学部各1名の委員を加えることができる。

3 第1項第1号及び前項の委員は、学長が任命し、第1項第3号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 前条第1項第1号及び第3号の委員に欠損が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前条第2項の委員の任期は、その都度委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成元年6月28日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において、改正前の規程により各学部から推薦された委員は、第2条第1項第1号の委員として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行の日におけるその者の残任期間と同一の期間とする。

4 この規程の施行後最初に任命される第2条第1項第1号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

○お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学学生会館使用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成元年6月28日

お茶の水女子大学長 河野重男

お茶の水女子大学学生会館使用細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学学生会館使用細則の一部を次のよ

うに改正する。

第3条の表期間の欄中「8月1日から8月31日まで」を「7月21日から9月10日まで」に、「7月31日」を「7月20日」に、「9月1日」を「9月11日」に改め、開館時間の欄中「18時」を「17時」に改める。

附則

この細則は、平成元年6月28日から施行する。

人 事

○人事異動

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官職
元. 5. 1	大橋 裕二	教授(東京工業大学理学部) 併任期間 元. 9. 30まで	併任	(理学部教授)
"	竹内 順治	休職 期間 元. 7. 19まで	休職	理学部助教授
元. 5. 16	渡辺 ヒサ子	教授(理学部)	昇任	助教授(理学部)
"	藤原 正彦	"	"	"
元. 5. 20	福田 説子	臨時的任用更新 任期 元. 7. 14まで	臨時的任用	附属小学校教諭

○非常勤職員

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
元. 5. 1	藪島 みどり	事務補佐員(庶務課)	元. 5. 1 ~ 2. 3. 31	
"	宮本 恵子	事務補佐員(文教育学部)	"	
"	山本 菜美	教務補佐員(家政学部)	"	
元. 5. 10	結城 美穂子	辞職承認		文教育学部
元. 5. 16	関野 幹子	事務補佐員(会計課)	元. 5. 16 ~ 2. 3. 31	
"	廣瀬 ひとみ	事務補佐員(附属図書館)	"	
"	上垣内 伸子	教務補佐員(家政学部)	"	
"	稲井 みどり	事務補佐員(家政学部)	"	
元. 6. 1	吉田 亜希	平成元年5月31日限り 任期満了退職		学生課
"	佐藤 裕紀子	事務補佐員(学生課)	元. 6. 1 ~ 2. 3. 31	
"	北見 昭子	教務補佐員(理学部)	"	
元. 6. 16	田中 真理子	平成元年6月15日限り 任期満了退職		文教育学部

○非常勤講師

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
元. 4. 25	菅野千絵子	講師(附属小学校)	元. 4. 25~元. 5. 23	
元. 5. 1	平田慶子	講師(文教育学部)	元. 5. 1~元. 9. 30	東京女子体育大学助教授
"	三隅治雄	"	"	実践女子大学教授
"	野平博之	講師(理学部)	"	埼玉大学教授
元. 5. 9	小野澤由美子	講師(附属小学校)	元. 5. 9~元. 6. 13	
元. 5. 20	瀬尾弘子	講師(附属中学校)	元. 5. 20~元. 6. 10	
"	秋山真紀子	"	"	
元. 5. 29	三浦剛	"	元. 5. 29~元. 6. 16	
元. 6. 1	土井正男	講師(理学部)	元. 6. 1~元. 9. 30	東京都立大学助教授
"	今田勝	"	"	明治乳業(株)ヘルスサイエンス研究所細胞生物学研究室長

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
家政学部 講師	田辺新一	スウェーデン王国 デンマーク王国	ISO/TC159/SC5/WG1ストックホルム委員会出席及びデンマーク工科大学訪問	元. 4. 23~ 元. 5. 3	研修
家政学部 助教授	袖井孝子	大韓民国	日韓老人問題比較研究準備および資料収集	元. 4. 28~ 元. 5. 4	研修
女性文化研究センター 教授	原ひろ子	タイ王国	ユナイテッド・ボード主催の「アジアにおける女性学関連資料集」編集・執筆のための会議に出席するため	元. 5. 4~ 元. 5. 12	研修
家政学部 助教授	袖井孝子	カナダ	ブリティッシュコロンビア大学における「老年期における教育」シンポジウム参加	元. 5. 10~ 元. 5. 15	研修
文教育学部 助教授	内藤俊史	台湾	台湾・台北において行なわれる国際心理学者会議への参加及び研究資料収集	元. 5. 23~ 元. 5. 31	研修
理学部 助教授	桂利行	オランダ共和国 ドイツ連邦共和国	オランダ数論的代数幾何学の会議出席及び「ループ空間幾何学」研究月間に参加するため	元. 4. 20~ 元. 6. 2	研修
理学部 教授	渡辺ヒサ子	ルーマニア社会主義共和国	複素解析に関する国際会議に出席・講演及び研究連絡	元. 6. 2~ 元. 6. 10	研修

○研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
平成元年度国立学校等幹部職員研修(課長級)	平成元年 5月9日 ～ 5月12日	平成元年4月1日以降新たに国立学校等の課長又は課長相当職(事務長を除く。)に就任した者。 なお、昭和63年度の本研修実施後に就任した者も、受講対象とする。	庶務課長 入江孝信	文部省
平成元年度文部省初任施設担当職員研修会	平成元年 5月23日 ～ 5月26日	初任施設担当職員(原則として、平成元年5月1日において施設整備業務の経験年数が1年以上3年以下の職員で年齢が30歳未満の者。施設部課内の事務官を含む)で、所属長が推薦する者。	施設課一般係員 桜井 明	文部省

○計 報

飯 本 信 之 名 譽 教 授

名誉教授飯本信之氏には腎不全のため平成元年6月12日逝去されました。享年94才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

日 誌
(元. 4. 16～元. 6. 15)

- 4月18日(火) 部局長会議、臨時附属学校連絡会議
- 19日(水) 各学部教授会、各研究科委員会、日本育英会奨学金・授業料免除説明会、外国人留学生オリエンテーション、教育実習オリエンテーション
- 21日(金) 学寮委員会、国立大学図書館協議会東京地区協議会総会(於東京医科歯科大学)
- 24日(月) 一般教育委員会、国有財産事務担当者連絡会議(於大手町合同庁舎)、平成元年度春期国立大学臨海臨湖実験所所長会議(於国立教育会館)
- 25日(火) 部局長会議、外国人留学生委員会、教育実習専門委員会、観察参加・教育実習説明会(早期分)、生活環境研究センター運営委員会
- 26日(水) 評議会、教育実習説明会、学芸員課程委員会、大学院人間文化研究科会議
- 27日(木) 第72回関東甲信越地区国立学校等会計部課長会議(27日・28日於山梨大学)

- 28日(金) 第45回大学入試センター試験に関する入試担当課長会議(於東京芸術大学)
- 5月8日(月) 事務連絡会議、さわやか行政サービス運動推進委員会、学寮防火管理委員会、入学者選抜方法研究委員会、附属中学校早期観察参加(8日～22日)
- 9日(火) 拡大部局長会議、部局長会議、教育職員免許改正に係る検討委員会、国立学校等幹部職員研修(於国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 10日(水) 各学部教授会、各研究科委員会
- 11日(木) 評議会、第50回国立7大学理学部長会議(11日・12日於熊本郵便貯金会館)、日本育英会奨学生事務協議会(於日本育英会)
- 12日(金) 第9回国立大学入学者選抜研究協議会関東甲信越地区協議会(於宇都宮大学)
- 14日(日) 大山寮防火訓練
- 15日(月) 名誉教授称号授与式、名誉教授懇談会、附属高等学校早期観察参加(15日～25日)
- 16日(火) 外国人留学生委員会、入学試験委員会、小石川寮防火訓練、附属中学校避難訓練・幼稚園防火訓練
- 17日(水) 将来構想検討委員会、教育職員免許改正に係る検討委員会、平成元年度前期分授業料免除選考会、日本育英

	会大学院奨学生採用候補者選考会、一般教育委員会、情報処理センター運営委員会、附属学校教育研究委員会	3日(土)	第37回東京地区国公立大学体育大会第1回委員会(於東京学芸大学)、一般教育学会(3日・4日於香川大学)
18日(木)	観察参加・教育実習説明会(通常分)、公開講座委員会、理学部アイソトープ実験室運営委員会、理学部極低温実験室運営委員会	5日(月)	附属小学校教育実習開始
19日(金)	公開講座委員会	6日(火)	部局長会議、施設計画委員会
22日(月)	入学者選抜方法研究委員会	7日(水)	各学部教授会、各研究科委員会、学生定期健康診断(7日～9日)平成元年度国立大学一般教育担当部局協議会総会(7日・8日於如水会館)
23日(火)	拡大部局長会議、組織運営検討委員会、施設計画委員会、平成元年度文部省初任施設担当職員研修会(23日～26日於国立オリンピック記念青少年総合センター)	8日(木)	国立学校庶務部課長会議(於東京医科大学)
24日(水)	評議会、各学部教授会、各研究科委員会、附属小学校避難訓練、平成元年度文部省共済組合主管課長会議(於青山会館)	9日(金)	学生委員会、学生会館運営委員会、家政学視学委員実地視察、国際交流担当課長会議(於東京医科歯科大学)
25日(木)	日本育英会学部(2～4年)奨学生採用考補者選考会、平成元年度国立学校等経理部課長会議(25日・26日於東京医科歯科大学)、第1回平成3年度以降の大学入試センター試験試験場地区割についての研究協議会(於一橋大学)	11日(日)	附属高等学校体育際
27日(土)	附属学校連絡協議会	13日(火)	事務改善研究委員会学生専門部会
29日(月)	国立大学附属図書館事務部課長会議(於東京医科歯科大学)	14日(水)	附属幼稚園教育実習開始、平成元年度教育職員免許状の大学一括申請に係る説明会(於都立教育研究所)
30日(火)	国立大学学生部次長・課長会議(於東京医科歯科大学)、国立大学入学者選抜研究連絡協議会第10回大会(30日・31日於国立教育会館)	15日(木)	共用体育施設等運営委員会
31日(水)	教育職員免許改正に係る検討委員会		
6月1日(木)	日本育英会学部(1年)奨学生採用候補者選考会、附属高等学校・中学校通常観察参加(1日～15日)平成元年度国立大学施設担当部課長会議(1日・2日於東京医科歯科大学)、平成2年度大学入試センター試験国公立大学入試担当課長会議(於大学入試センター)		
2日(金)	事務連絡会議、学寮委員会、学寮協議会		